

過疎対策事業債の所要額確保について

【担当省庁】総務省

各市町村における取組

（現状・課題）

奈良県の過疎地域では、人口減少や少子高齢化が一段と進展しており、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力の低下など、深刻な状況に直面している。また、過疎地域における様々な分野の担い手の確保も厳しい状況にあり、国土保全機能やコミュニティ機能の弱体化、買い物等の生活支援機能の低下など、多くの課題が顕在化している。

国においては、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、引き続き10年間、過疎対策を総合的かつ計画的に推進するための法制度が整えられた。

過疎対策を担う市町村は、老朽化した施設の増加に伴う改修工事等をはじめ、様々な振興策が強く求められている。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、税収の減少、燃料費をはじめとする物価高騰や建設コストの上昇などもあり、市町村の財政状況はより一層厳しさを増している。

過疎対策事業債は、過疎地域の市町村にとって欠くことができない貴重な財源であり、今後も、学校の統廃合や観光施設整備事業、定住対策などへの活用を予定している。財政力が弱い過疎地域の市町村が、これらの事業を安定的かつ継続的に推進するためには、その所要額確保は必要不可欠である。

市町村名 五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【今後の主な活用予定事業】

市町村	事業概要	R6以降過疎債 充当予定額
宇陀市	新学校給食センター建設事業 (R4～R6：2,100,000千円)	1,200,000千円
高取町	高取町文化センター改修事業 (R5～R7：208,000千円)	200,000千円



令和6年度完成予定 宇陀市新学校給食センター

国にお願いすること

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいた国の総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう、お願いしたい。

また、過疎対策事業債について、特に所要額の確保と地域の実情を踏まえた配分をお願いしたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会